

小田原市公共施設予約システムに関する規則の一部改正について

1. 改正の背景

小田原市の公共施設予約システムは平成15年度の運用開始から16年が経過しており、システムの利用登録者数は約27,000件となっています。このうち直近5年間で実際に施設を使用していた登録者は全体の約3割にすぎず、残りは使用しないにも関わらず登録されたままになっています。

現在の規則では、団体の解散や利用者の死亡等一定の項目に該当した場合、又は利用者から届出があった場合に抹消できますが、届出によるもの以外団体の解散等を把握できないため利用登録者は毎年1,500件ほどのペースで増加しています。

利用登録者の個人情報を永久的に保有することのないよう、規則の一部改正を行うものです。

2. 改正内容

直近の利用日から6年間に公共施設予約システムを利用した施設の利用がなかった場合、利用登録を抹消することとします。

3. 施行年月日

令和3年4月1日予定